

東北体育・スポーツ学会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東北体育・スポーツ学会(以下、本学会)と称する。

(趣旨)

第2条 本学会規程は、一般社団法人日本体育学会定款第40条をうけて制定された東北体育・スポーツ学会の新設に伴う新規程として設ける。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本学会は、一般法人日本体育学会定款第40条に定められた目的を踏襲するとともに、東北地方における会員相互の連絡協同をはかり、体育・スポーツ科学に関するあらゆる科学研究を促進し、その実践に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本学会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究集会、講演会等の開催
- (3) 学術雑誌の発行
- (4) その他、本会の目的に資する事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本学会に登録した会員によって構成する。

(会費)

第6条 本学会の会員は年額2,000円の地域会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 本学会を退会したとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは本学会に退会届を提出しなければならない。

第4章 組織および役員

(事務局)

第9条 本学会に事務局を置く。

(事務局の設置場所)

第10条 第10条に定める本学会の事務局は会長の指定する機関に置く。

(役員)

第11条 本学会には、次の役員を置く。本来は会長・副会長は別に置くべき。

- (1) 会長(代表理事兼務) 1名
- (2) 副会長(理事兼務) 1名
- (3) 理事 6名以内
- (4) 理事会推薦理事 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第12条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長は、総会において理事から選出する。
- (2) 理事は、会員の中から選挙で選出する。理事定数6名以内とする。
- (3) 監事は、理事会の推薦によって選出する。

(4) 役員に欠員が出た場合の対処方法は、理事会で適宜判断する。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は本学会を代表し運営を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐する。また会長が何らかの理由により職務を遂行できない場合には会長の職務を代行する。

(3) 理事はこの規程に定める活動を実施する任にあたる。

(4) 監事は本学会の職務を監査する。

(役員任期)

第14条 ※役員任期は2年とし連続2期までとする。(最低1期を挟むことにより)再任は妨げない。

第15条 役員欠員に伴い補充選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員任期は、4月1日に始まり、2年後の3月31日に終わる。

第5章 会議

第17条 本学会の会議は総会と理事会とし、総会を本学会の運営に関する最高議決機関とし、理事会は会務を執行する。

(総会)

第18条 総会は毎年1回開催し会長が招集する。ただし、理事会の決議または全会員の3分の1を超える要求がある場合は臨時総会を開かなければならない。ただし総会における審議事項がメール等で採決が可能な場合は会長の判断により適宜メールで臨時決議を行うことができる。また会長が必要と判断した場合はメールで理事会を開催することができる。

(理事会)

第19条 理事会は会長、副会長および理事によって構成する。

第20条 理事会は、毎年1回以上開催し、会長がこれを招集する。その他に会長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかに臨時理事会を開催しなければならない。

(理事会の定足数等)

第21条 理事会は構成員の過半数の出席(委任状も含む)により成立する。

第22条 理事会の議事は構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第6章 会計

(運営資金)

第23条 本学会は、次の収入によって運営する。

(1) 会員の会費

(2) 日本体育学会から配分される補助金

(3) 事業収入

(4) 助成金および寄付金

第24条 本学会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 改廃

(改廃)

第25条 本規程の改廃は、総会の承認をもってこれを行う。

附則

1. 本規程は、平成29年5月8日のメール総会によって決定され、同日より施行する。

2. 日本体育学会東北地域規程は同日に廃止する。